名古屋議定書 COP-MOP2 の主要な決定の概要

(1) 名古屋議定書(愛知目標16)の達成状況評価

愛知目標 16(2015年までに名古屋議定書が国内法制度に従って施行され、運用される)の達成状況が評価され、国内措置を実施している締約国が2割程度に限られていることが確認された。締約国に対して、名古屋議定書の効果的な実施に向けて制度の構築等を進めるとともに、その情報を ABS クリアリングハウス(国際的な情報交換センター)へ提供することを求めた。また、締約国及びその他の政府に対して食料及び農業のための植物遺伝資源に関する条約(ITPGR)と名古屋議定書を相補的に実施することを求めた。

(2)他の国際機関、条約及びイニシアティブとの協力

世界保健機関(WHO)が実施した名古屋議定書が公衆衛生や病原体の共有に与える影響に関する調査結果に留意するとともに、条約事務局に対して議定書第8条(b)項の実施状況に関する情報をWHOに提供すること等を求めた。また、条約事務局に対して、議定書第4条4項に該当する専門的な国際文書を抽出するための基準の検討等を求め、COP14前の条約実施補助機関(SBI)に検討結果を提供するとともに、遺伝資源に関する塩基配列情報と利益配分の関係に関するITPGRやWHO等での議論状況の情報収集を求めた。

(3) ABS クリアリングハウス(議定書第 14条)

ABS クリアリングハウスの運用に関する作業の進展を歓迎するとともに、遺伝資源に関連する伝統的知識等の国際的に認められた遵守の証明書(IRCC)における取扱い等に関する更なる検討の必要性に留意し、締約国に対して議定書の義務である ABS クリアリングハウスへの関連情報の提供と IRCC の発給を求めた。

(4)名古屋議定書遵守委員会(議定書第30条)

名古屋議定書の遵守の促進及び不遵守の場合への対処を目的に設立された遵守委員会の手続き規則が承認された。遵守委員会が、議定書の遵守の促進及び不遵守への対処に関する支援を継続的に実施するとともに、2018年に実施予定の議定書の最初の有効性評価に関与することが決定された。また、各国の遵守状況を確認するため、締約国に対して暫定国別報告書の締切りまでの提出を求めた。

(5)名古屋議定書の有効性評価(議定書第31条)

2018年の COP-MOP3 において名古屋議定書の最初の有効性評価を実施することを決定し、その実施に向けての評価項目(議定書の実施状況、ABS クリアリングハウスの運用状況等の評価項目、暫定国別報告書、ABS クリアリングハウス掲載情報等)及びその情報源を決定した。また、事務局長に対して、COP14前の SBI での検討に向けて、関連情報の分析や指標の検討を要請した。